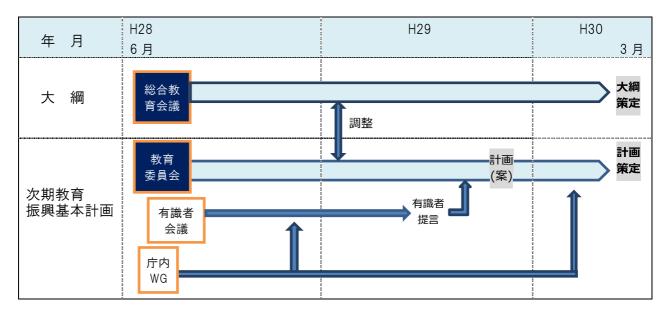
「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び 次期教育振興基本計画の策定について

企画振興部·教育委員会

1 基本的な考え方

- 現在、「大綱」は、第2次長野県教育振興基本計画をもって代えている。
- 第2次長野県教育振興基本計画の計画期間が平成29年度末で終了することから、平成29年度末までに次期長野県教育振興基本計画(仮称)(以下「次期教育振興基本計画」という。)を 策定する。
- 次期教育振興基本計画の策定に併せて、「大綱」の策定を検討する。

2 大綱及び計画策定の進め方(案)



※タウンミーティングや市町村教委との懇談を重ね、パブリックコメント後次期教育振興基本計画を作成

参考

「大綱」

総合教育会議において、知事と教育委員会が協議して知事が策定

- ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の 実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」 という。)を定めるものとする。
- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議・・・・を行うため、総合教育会議を設ける ものとする。

「教育振興基本計画」

有識者会議において、本県教育の課題分析、教育振興の基本的方向(大綱)、重点施策等を協議し、県へ提言、県は、提言を踏まえ計画を策定

○教育基本法

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。